

## ご挨拶

平素より、第三管区海上保安本部の業務に格別なご支援とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。ごぞいます。

第三管区海上保安本部は、昭和23年5月、海上保安庁の設立とともに横浜海上保安本部として発足し、その後、昭和25年6月に、当庁の管区制制定に伴い、第三管区海上保安本部として、以後、首都圏を含む茨城県から静岡県にかけての沿岸海域のほか、日本最南端の沖ノ鳥島周辺海域及び日本最東端の南鳥島周辺海域を含む、約450万km<sup>2</sup>の広大な海域（海上保安庁が管轄する区域の約三分の一の広さ）の治安と安全を守り続けて参りました。



当管区の管轄海域における業務は、東京湾や周辺海域における船舶交通の安全確保をはじめ、外国漁船による我が国領海や排他的経済水域（EEZ）での違法操業の監視・取締り、外国海洋調査船によるEEZ内での事前の同意のない調査活動への対応、我が国の治安を脅かすテロや密輸・密航等の様々な犯罪行為への対応、海難救助や近年激甚化する自然災害への対応、マリンレジャー安全対策、海洋調査活動、海洋情報の提供、国内外関係機関との連携や諸外国への海上保安能力向上支援にかかる国際協力等、極めて広範に及びます。

これら業務を的確に遂行するため、第三管区海上保安本部では、昼夜を問わず24時間365日、対応にあたっております。

また、当管区には、高度な知識・技術を必要とする特殊海難に対応する特殊救難隊、専門的な知識を有し油や有害危険物質の流出事故等に対応する機動防除隊、さらには、大規模な違法薬物密輸入事案に対応する国際組織犯罪対策基地も設置されており、当管内のみならず、全国で発生した重大な事案にも対応しております。

海上保安を巡る情勢は依然として厳しいものがありますが、地域・国民の皆様への「応援の声」は、業務にあたるうえで何より大きな励みになります。

今後も当管区職員一丸となって、海上保安庁発足以来、脈々と伝わる「正義仁愛」の精神の下、管内の海の安全・安心を守るため任務を全うする所存でありますので、引き続き、第三管区海上保安本部の業務にご理解とご支援、ご協力の程、よろしく願いいたします。

第三管区海上保安本部長

黒石 積